文化

bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL098-865-5162

沈黙に向き合う 沖縄戦 聞き取り47年〈110〉

石原 昌家

上原美春さんの「Unarmed」を掲載した8月9日付琉球新報

初代ひろしまアワード受賞

上原美春さん 宮古島市立西辺中3年 紡ぐ平和への思い

新作全文と論考紹介

Unarmed

「Unarmed」（アンアームド）武器を置こう、という上原美春さん（宮古島市立西辺中3年）の自作詩が琉球新報に掲載された（2022年8月9日）。それは、まさに非武装・非軍事・無防備を意味する。去る6月の宮古島市全戦没者追悼式で朗読した。上原さんは「初代ひろしまアワード」を受賞した。美春さんは前年の沖縄県全戦没者追悼式で全国に平和を訴えた詩の朗読を し、称賞をうけた。ところが、こともあろうに「死ねー」とまでいわれるほどの誹謗中傷もうけた。その精神的苦痛をうけた体験の中から自身の言葉として、unarmed武器を置こう、という珠玉の言葉がうみだされた。いま、戦争の絶えない世界では、人間が「武器を置く」ことだというのが、私が紹介しはじめた「無防備地域（都市）宣言」の神髄だ。それを美春さんが詩の形で表していた。将来世代の美春さんが、「戦争体験者」のような苦悩の中からうみだしたその言葉は、1950年代の凶暴な米軍の土地強奪に対して、「無抵抗の抵抗」「不服従」を行動指針にした島ぐるみ土地闘争の根底にあった沖縄の「ぬちどぅ宝」にも通底している。

住民守るための知恵

沖縄で無防備地域宣言を

歴史修正主義を正す⑥

戦場化の危機

映画「島守の塔」のコメントを求められているところだが、主人公が「戦争の先」を考えて演じたというその先である現在、沖縄戦再来が危惧されている。なんと、いまや台湾包囲の軍事演習している「中国が台湾に軍事侵攻する場合、航空戦力と海軍戦力によって周辺海空域を封鎖すると見られている。そうなれば、台湾からわずか110キロほどしか離れていない与那国島や、尖閣諸島は中国海軍によって制圧される可能性がでてくるのだ」（豊島晋作テレビ東京報道記者、22年8月27日）という解説まで飛び出している。ミサイル基地があるところにはミサイルが飛んでくるという危機意識の下、1960年代、横暴な米軍政下でさえ、阿波根昌鴻さん率いる伊江島住民は、米軍が島へミサイル配備することを阻止した。

絶対主義天皇制下で軍官民一体化の構造のなか、軍に官民が絶対服従を強いられていた沖縄戦中と、現在は異なる。にもかかわらず、民主主義選挙制度のもとで琉球列島の自治体首長は、反対住民を無視し、自衛隊のミサイル基地化を容認してきた。自衛隊は住民の生命財産を守る存在ではない、と自衛隊制服組トップが断言している（栗栖弘臣統合幕僚会議元議長）中で生活の場を、ミサイル飛び交う戦場化の危機に直面させている。島々の自治体首長は軍民混在を避けるための重大責任を、いま背負うことになっている。

その喫緊の課題を述べないと話は進めない。

ジュネーヴ条約

戦場化が現実に迫っている沖縄県が着手すべき、具体的行動の一つとして「無防備地域（都市）宣言」することで、ということについてその要点を紹介しよう。

11年前から私たちは今日の危機的状況の到来を危惧し、沖縄戦同様な住民の犠牲をさける一つの具体的方法が、沖縄県無防備地域（都市）宣言だと提案していた。「無防備地域（地区）」というのは、国際人道法の中の文民（軍人以外のひと）保護規定の公的名称である。日本政府も2004年に加入したジュネーヴ諸条約第1追加議定書第59条に「無防備地域」が規定されている。それは「憲法九条の『戦力の不保持』を地域から見た場合の表現としてとらえる」ことができる。日本国憲法自体が、無防備国家宣言といわれる所以だ」「一九四五年に終結した第二次世界大戦は、世界中に多くの戦争犠牲者を生み出した。戦争の惨禍から住民を守る文民保護規定が一九四九年に発効したジュネーヴ諸条約の中に初めて記述される。軍人ではない一般住民は武力紛争からどのように保護されるのか、国際機関はあらゆる事態を想定して戦争被害をなくす方法を検討した。しかし、その後も世界にはベトナム戦争をはじめとする国際紛争が発生し、ベトナム戦争では戦争被害者の95パーセントが兵士でなく一般住民であった事から、赤十字国際委員会と世界各国は文民保護規定を根底から見直すこととなり、一九七七年の第一追加議定書に結実する。その文民保護規定をなす根幹に〝軍民分離の原則〟がある。『文民たる住民』の第四八条の基本原則には一般住民と戦闘員とを明確に区別し、軍事行動は軍事目標に行われるもの」（『ピース・ナウ沖縄戦』、161頁）という。

この「無防備地域宣言」は、戦闘を前提にしているということで、批判されていることも事実である。しかし、軍民混在の戦争を目前にしたとき、緊急避難的に住民の生命をまもるための知恵の結集だ、と私は考えている。

三つの方法

「沖縄県無防備（都市）島嶼宣言条例を制定するには、三つの方法がある。一つは、地方自治法の直接請求制度を活用して県内四一自治体で市民が二カ月間の署名活動で各自治体に条例制定を請求する。二つには、沖縄県議会の議員提案による条例化、三つには、沖縄県当局による条例化だ。議員提案も県当局による条例化も、戦争の惨禍に巻き込まれないように市民の多くの意見が条例案に集約されることが求められる。いずれにしても、県議会で条例案を採択するには、過半数の県議会議員の賛成が必要である」（西岡信之氏報告）。

今、ウクライナの戦場で住民避難の「人道回廊」を戦争当事者間で設定したり、原子力発電所への攻撃を阻止するため、国際機関が立ち入りするにあたり、その周辺地域を非戦闘地域にすることが求められている。それも国際人道法における「文民（住民）保護」の思想である。（ジュネーヴ諸条約第一追加議定書なども含め、谷百合子編『無防備平和―市民自治で9条を活かす』（高文研、2009年）が詳しい）。

ウクライナ戦争を止められない今日の世界には、上原美春さんのunarmed武器を置こう、の普遍化が切実な課題だ。

（次回は15日掲載）